

投資信託への非上場株式組入れと認定アドバイザーが新しい資本主義の残る課題！ 英国の(日本のNISAが手本とする)株式型ISA限定アドバイザーはプロダクトガバナンス遵守!!

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治 (kenji-matsuo@am.mufj.jp) 窪田 真美 (mamii-kubota@am.mufj.jp)

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

●資産所得倍増プランを含む法律案が国会提出！ 新NISAに向け民間送達サービス業者がシステム整備、金融機関が困り込み、企業が株式分割!!

2023年2月3日に日本政府はNISAの抜本的拡充・恒久化など資産所得倍増プランを含む「所得税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、第211回国会(2023年1月23日召集、6月21日までの予定)に提出した(第211回国会における財務省関連法律～ https://www.mof.go.jp/about\_mof/bills/211diet/st050203g.pdf)。2022年12月16日に決定した与党税制改正大綱を受けた法案だ(2022年12月19日付日本版ISAの道 その370「税制改正大綱でNISAの抜本的拡充・恒久化!」～ https://www.am.mufj.jp/text/oshirase\_221219\_2.pdf)。「税制改正を受けて、新たなNISAがかつてないほど、注目を浴びている。防衛増税など批判が多い中、NISAだけは歓迎される項目だ。」(2023年2月4日付週刊東洋経済「資産を増やす! 勝ち組投資家になる条件―制度編」～ https://str.toyokeizai.net/magazine/toyo/20230130/)と言われている。2023年3月31日に成立予定。

新しい資本主義の「資産所得倍増プラン」と「スタートアップ育成5か年計画」、その税制改正プロセス 現在 2023年2月13日現在

Table with 14 columns (months from June 2022 to April 2024) and 3 rows detailing the progress of the asset income doubling plan and startup growth plan, including legislative milestones and implementation status.

※1: 「資産所得倍増プラン」の検討の場…資産所得倍増分科会(第1回: 2022年10月17日、第2回: 2022年11月15日、第3回: 2022年11月25日～資産所得倍増プラン(案))。... ※2: 「スタートアップ育成5か年計画」の検討の場... ※3: 顧客本位タスクフォース... ※4: 金融庁「令和5(2023)年度税制改正要綱」...

2023年3月31日成立予定である「所得税法等の一部を改正する法律案」の個人所得課税に関する所(施行日2023年4月1日)の概要は下記の通り。

### ○ NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

- ・年間投資上限額の拡充(「つみたて投資枠」:120万円、「成長投資枠」:240万円)
- ・一生涯にわたる非課税限度額(1,800万円)の設定(うち「成長投資枠」は、1,200万円)
- ・非課税保有期間の無期限化等

### ○ スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

- ・保有する株式の譲渡益を元手に創業した等の場合に、出資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設(上限20億円)

### ○ 極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入

- ・基準所得金額から3.3億円を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が基準所得税額を超過した差額の追加的な申告納税を求める措置の導入



「NISA 制度の抜本的拡充・恒久化」は詳細がほぼ固まり、残る大きな課題は総枠管理のシステム整備である(※テ)

タイプや信用取引等によるヘッジなどに不明瞭な部分があるが、早晩、金融庁や投資信託協会が指示すると思われる。2023年1月30日付

ファンド情報によると、「Y)金融庁幹部は『仮に移行初年から成長投資枠で、毎年240万円ずつ投資したとして1200万円到達は最速でも28年。つまり総枠管理のシステム整備には、5年の猶予がある』と話す。I) …(略)

…『新旧分離程度の“配慮”で解決する生易しいスケジュールではない』(システム会社幹部)というのが事業者側の本音だ。S) 総枠管理のツールとして浮上している『民間送達サービス』の活用策についても、事業者側のコスト負担が注目されるね。同サービスは政府のマイナポータルに接続している。マイナ活用範囲の拡大策と将来的に結び付ける狙いも透けるだけに、当局側も簡単には譲れないようだ。』(Y, I, Sは匿名の人物、下線は当コラム筆者、2023年1月30日付ファンド情報

「倍増プランの制度設計 始まった官民の駆け引き NISA システムに5年の猶予?」～ [https://www.r-ico.jp/article/fund/2023/02/article.fund.20230203\\_jpn\\_4.pdf](https://www.r-ico.jp/article/fund/2023/02/article.fund.20230203_jpn_4.pdf) ) と言う。「民間送達サービス」は、自分専用のポスト(郵便受け)をネット上に作り、選択した民間企業や団体の差出人のみからレター(通知書や請求書など)を受け取るサービス。マイナポータル(マイナンバーに関する情報等を確認出来るサービス)と連携させて勤務先から源泉徴収票、ふるさと納税先から寄付金控除証明書、金融機関から報告書や証明書を受け取れる。日本郵便「MyPost(マイポスト)～2016年1月14日より～」、野村総合研究所/NRI「e-私書箱(イー・シヨバコ)～2018年9月28日より～」、シフトセブンコンサルティング「ふるさと納税 e-Tax 連携サービス」が提供( [https://myna.go.jp/html/identity\\_links.html](https://myna.go.jp/html/identity_links.html) )、証券会社の特定口座年間取引報告書では現在「e-私書箱(利用料金は無料で任意の有料サービスがある)」のみ( <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm> 、 <https://e-shishobako.ne.jp/resources/pages/esapos8020.html> )。



ふるさと納税  
e-Tax 連携サービス

(出所: 日本郵便、野村総合研究所/NRI、シフトセブンコンサルティング)

詳細がほぼ固まっている「NISA 制度の抜本的拡充・恒久化」(2024年1月～)は金融機関が囲い込みキャンペーンをしている。キャンペーン期間内に現行 NISA 口座を新規開設もしくは他の金融機関から変更すれば現金やポイント、QUO カード等がもらえるとするもの。現行 NISA 口座を保有している者は新たな手続きをする事無く、自動的に新 NISA 口座が開設される(予定である)事を狙った面が大きい(2023年1月16日付日本版 ISA の道 その372「資産所得倍増プラン元年!～

新 NISA は 2023 年 3 月にも開設予約で 2023 年 10 月から開設申請手続き?～」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.230116.3.pdf> )。

また、「NISA 制度の抜本的拡充・恒久化」を前に、個人投資家増加を期待し株式分割を決める企業が増えている。

「最近、株式を分割する上場企業が目立つ。…(略)…。ファナックが株式を分割するのは約 37 年ぶりだ。」(2023 年 2 月

17 日付週刊朝日「新 NISA やるしかない 狙える株式分割銘柄 NISA の投資枠拡大で注目度 UP 今後の分割有力候補リスト」～ <https://www.fujisan.co.jp/product/1113/> )、「『NISA』が拡充される

のを前に、企業の間では、株式を分割して 1 株あたりの株価を引き下げ、株式を買いやすくしようという動きが相次いでいます。このうち大手化学メーカー『信越化学工業』はことし 4 月 1 日付で 27 年ぶりに株式を分割する予定で、これまでの 1 株を 5 株に分割します。…(略)…。東京ディズニーランドなどを運営する『オリエンタルランド』も 8 年ぶりに株式を分割すると発表しています。」(2023 年 2 月 7 日付 NHK「個人投資家対象の『NISA』拡充を前に企業で株式分割の動き」～

<https://www.3nhk.or.jp/news/html/20230207/k10013972881000.html> )と報じられている。

## ●スタートアップ育成計画を含む法律案が国会提出！ 創業者などの個人/シード対象で、エンジェルやVC/アーリー、年金や投信/レイター、投資信託への非上場株式組入れが新しい資本主義の検討課題!!

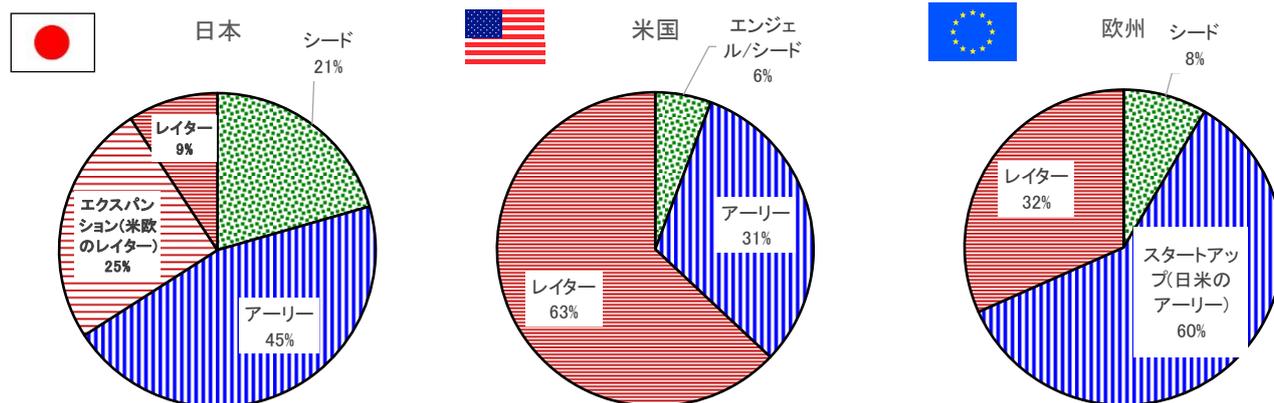
先述「所得税法等の一部を改正する法律案」の「スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設」は資産所得倍増プランと共に新しい資本主義の重要な柱である「スタートアップ育成5か年計画」の「(7) **スタートアップへの投資を促すための措置(創業者などの個人からスタートアップへの資金供給)**」(2022年11月28日付スタートアップ育成5か年計画～

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/giisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/giisidai.html)、「スタートアップ育成5か年計画ロードマップ」～ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/sdfyplan\\_roadmap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan_roadmap2022.pdf) のp.7)。

ただ「現在の措置案の問題は、個人投資家が新興企業の多様なポートフォリオを持ち、専門家が管理するエンジェルファンドではなく、自らが個々の企業に投資する必要があるという点だ(エンジェルはVCよりも小規模で設立年数が浅い企業に投資する)。一般投資家でそうしたリスクを取る人はほとんどいないだろうし、取るべきでもない。…(略)…。エンジェルファンドへの投資に多額の税制優遇を提供することだ。これであれば、株式市場で投資信託に投資するのと同じようにリスクを軽減できる。加えて、現状では一般の投資家がエンジェルファンドに資金を投じることは、法的な制約のために容易ではない。日本の法律では、LP(リミテッド・パートナー)と呼ばれる投資家は、**1つのファンドに49人までしか投資できない。しかも、一般人保護の観点から、LPは機関投資家か超富裕層、つまり株や債券で1億円以上の投資実績がある人に限定されている。…(略)…。政府は、ファンドに投資できることと、49人という制限をなくすことの両方の問題を解決する必要がある。**」(下線は当コラム筆者、2023年2月7日付東洋経済「岸田政権肝いり『スタートアップ支援』の重大欠陥」～ <https://toyokeizai.net/articles/-/650910>)とされている。この様な意見については「スタートアップ育成5か年計画」の「(8) **個人からベンチャーキャピタルへの投資促進(諸外国では多くの個人資金がベンチャーキャピタルに投資されている状況も勘案)**」で2023年度・2024年度(2023年4月～2025年3月)に検討される(2022年11月28日付新しい資本主義実現会議「スタートアップ育成5か年計画ロードマップ」～ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/sdfyplan\\_roadmap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan_roadmap2022.pdf) のp.8)。

ベンチャーキャピタルによる投資金額のステージ構成比(2018年)を見ると、日本のシードやアーリーは(絶対額はかなり小さいものの)構成比で欧米と遜色はない。だが、レイター/Later(安定的成長・収益、成長ステージの最終段階)が小さい(2019年11月中小企業庁/みずほ情報総意件「令和元年度中小企業実態調査事業(エンジェル税制活用による地方ベンチャー企業活性化に係る調査委託事業)報告」～ <https://www.meti.go.jp/eti/lib/report/2019FY/000639.pdf>)。

日米欧におけるベンチャーキャピタルによる投資金額のステージ構成(2018年)



(出所: 2019年11月中小企業庁/みずほ情報総意件「令和元年度中小企業実態調査事業報告」より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

**エンジェルファンドやベンチャーキャピタルよりも大きな資金となる年金や投資信託がレイター向け投資を増やす事が期待される**(2023年1月30日付日本版ISAの道その373「スタートアップ育成計画と資産所得倍増プラン」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_230130\\_3.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_230130_3.pdf))。スタートアップ育成5か年計画にも「(21) **個人金融資産及び GPIF 等の長期運用資金のベンチャー投資への循環**」がある(2022年度終わりから2027年度まで、2022年11月28日付新しい資本主義実現会議「スタートアップ育成5か年計画ロードマップ」～ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/sdfyplan\\_roadmap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan_roadmap2022.pdf) のp.12)。

「2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。このため、エンジェル投資家等によるベンチャー投資の促進や年金等の国内ベンチャーファンドへの投資を通じて、個人金融資産をスタートアップの育成に循環させるためにも、資産所得倍増プランを推進する。」(下線は当コラム筆者、2022年11月28日付新しい資本主義実現会議「スタートアップ育成5か年計画」

～ [https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijsida.html](https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/gijsida.html))である。

2022年度終わりから2027年度までと長い期間の検討に思われるが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップに「スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に資するよう、投資信託協会において投資信託のスタートアップの株式を含む非上場株式の組入れに係る評価方法等の検討を進め、2022年度中に結論を得る。スタートアップへの投資を促すエンジェル税制の更なる利用を促進するため、手続の簡素化などを検討する。」(下線は当コラム筆者、2022年6月7日付新しい資本主義実現本部/新しい資本主義実現会議「フォローアップ」お

よび「フォローアップ工程表」～ [https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/index.html](https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html))とある為、2023年3月までに結論が出そうだ(2022年11月18日付金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第22回議事録～ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/market-system/gijiroku/20221118.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20221118.html))。

なお、2022年6月22日付金融審議会「市場制度WG」中間整理筆頭にあった「①(年金基金や大学基金等の)アセットオーナー等による資金供給の拡大」と「②投資信託への非上場株式の組み入れ」([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220622.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html))は、2022年12月21日付「市場制度WG」第二次中間整理で「機関投資家等による非上場株式の取引活性化」や「スタートアップ企業等の非上場株式やVCファンドの公正価値評価の促進」([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221221.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221221.html))などとなっていた。



## スタートアップ育成5か年計画

- ✓ 創業者などの個人/シード(2023年度から施行)
- ✓ エンジェルやVC/アーリー(2024年度まで検討)
- ✓ 年金や投信/レイター(2027年度まで検討)

**投資信託への非上場株式組入れに係る  
評価方法等の検討(2022年度末まで検討、  
2023年度から所要の措置の実施)**

以上、年金や投資信託がレイター向け投資を増やす事、投資信託への非上場株式を増やす事は、ここ数年、米欧でも大きく注目されている。過去の日本の事例から最新の海外の事例まで、しっかり検討、スタートアップ育成計画と資産所得倍増プランが成功する事を期待している。

日本の事例は2021年8月30日付日本版ISAの道その340「投資ビッグバン! 欧米で長期のVC・PE投資信託を設定(活用)、未公開企業の成長を促して、個人(年金)へ高リターンを提供へ!!」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_210830\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210830_2.pdf))、海外の事例は2021年12月27日付日本版ISAの道その348「プライベートはオープンよりクローズ?」

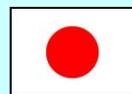
([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211227\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211227_2.pdf))、2022年7月25日付日本版ISAの道その361「新しい資本主義における長期運用資金のベンチャー投資には日本版LTAF、日本版VCTの道も」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220725\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220725_2.pdf))、2023年1月30日付日本版ISAの道その373「スタートアップ育成計画と資産所得倍増プラン 米国では流動性リスク管理規制強化でETFやインターバル・ファンドへ、非上場REIT不安で上場REITへ? 欧州ではELTIF人気、英国ではLTAFを個人に解放する案!」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_230130\\_3.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_230130_3.pdf))などにある。

## ●資産所得倍増プランを含む法律案が国会提出！ 認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)が新しい資本主義の検討課題!!

「NISA 制度の抜本的拡充・恒久化」は詳細がほぼ固まり金融機関は囲い込みをしているが、資産所得倍増プランには詳細が固まっていない所がある。「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」だ。2022年11月28日決定の資産所得倍増プランにおいて3番目に出ている、[https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryous.pdf](https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryous.pdf)、2022年11月28

日付日本版ISAの道その369「資産所得倍増プランの目玉はNISA 抜本的拡充(恒久 NISA)より中立的なアドバイザー?」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshrase\\_221128.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshrase_221128.pdf) )。

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ② 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ③ **消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設**
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現、
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保



## 資産所得倍増プラン ✓認定アドバイザー (顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)

「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」は2022年6月7日付新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ工程表」では「IV.個別分野の取組」の「4.金融市場の整備」に「資産運用業等高度化の制度整備の検討」と共に「**金融商品取引業者等の助言や勧誘等の制度整備等の検討**」(2022年度未まで検討、2023年度から所要の措置の実施) ( [https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/fukouteihyou2022.pdf](https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/fukouteihyou2022.pdf) )とあり、資産所得倍増プランでは「令和6年(2024年)中に新たに金融経済教育推進機構(仮称)を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、**中立的なアドバイザーの認定**や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。特に、こうした中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、**助言対象を絞った投資助言業(例えば、つみたて NISA や iDeCo における投資可能商品に限定)の登録要件の緩和**を、必要な監督体制の整備と併せて検討する。」(下線は当コラム筆者、[https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryous.pdf](https://www.eas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryous.pdf) )とあるものだ。

「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」を検討するのは、金融庁が事務局となる金融審議会 市場制度ワーキング・グループ/WG「顧客本位タスクフォース」で、その2022年12月9日付中間報告に「今後とも、幅広い観点から家計に対する**アドバイス・アドバイザーのあり方についての検討を継続**していくべきである。…(略)…**今後、関係者において、本報告書に示された考え方を踏まえて制度の見直し等の必要な対応が進められることが期待される。また、当タスクフォースにおいては、継続して検討すべきとされた課題等について引き続き検討を行っていく。**」(下線は当コラム筆者、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221209.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html) )とある。顧客本位タスクフォースは2022年12月6日(第5回)以降開催されていないが、事務局/金融庁より「**今後のタスクフォースの日程等は未定ではありますが、しかるべきタイミングで別途事務局より御案内させていただきたいと思っております。**」(2022年12月6日付金融審議会「顧客本位タスクフォース

第5回議事録~ [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoonif/gijyoku/20221206.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoonif/gijyoku/20221206.html) )と言っているので、近く開催される予定。

メディアは次の様に言っている。「NISA 拡充にかわるプランの目玉として、ある別計画の準備が急ピッチで進められている。家計を総合的にアドバイスするファイナンシャルプランナー(FP)資格を持つ人材を活用した、国民の金融リテラシー向上策だ。」(2022年11月15日付東洋経済オンライン「『NISA 恒久化』暗雲、非課税期間の延長は無理筋か」~ <https://toyokeizai.net/articles/-/632382> )、

「資産所得倍増プランには『中立的なアドバイザーにより顧客本位で良質な(金融や投資に関する)アドバイスが広く提供されるよう取り組んでいく』と盛り込まれた。しかし、その後、『中立的アドバイザー』について、具体的に手は誰で、どのような活動を行うものなのかについて、具体像が見えてこない。…(略)…。現在、このアドバイザーに関する検討は、例えば金融審議会の市場制度ワーキング・グループの『顧客本位タスクフォース』(座長:神作裕之(東京大学大学院法学政治学研究科教授))で行われているという位置づけのようだ。しかし、昨年(2022年)12月時点の中間報告や議事録を見る限り、『中立的アドバイザー』の具体像は浮かび上がってこない。…(略)…。FP協会は金融業界とのビジネス関係が深く、『中立』なアドバイザー資格に関わることは不適切だ。…(略)…。金融庁は、逸脱行為が確認されたアドバイザーの認定を解除し、実名を挙げてその旨を告示して投資家に注意を喚起する等の対処が必要だ。こうした点を考えると、資格の認定と管理の主体は金融庁であるべきだ。」(下線は当コラム筆者、2023年2月8日付ダイヤモンド・オンライン/山崎元

のマルチスコープ「新NISAを普及する『中立的アドバイザー』の条件とは」～ <https://diamond.jp/articles/-/317362> )、

「Y) 中立的アドバイザーを認定する金融経済教育推進機構についても動きがありそうだ。K) 顧客本位TF中間報告ではFPなどもつばら非金融界の事業者を想定していたが、投資助言業に特化した既存金融グループの関連会社も、認定対象となる案が浮上している。N) 野村証券などが設立したオンアドや、北国フィナンシャルホールディングス傘下のFDアドバイザーといった助言会社も認定される可能性がある。B) 当局は別途、証券会社がアドバイスの対価を受け取りやすくする環境整備を進めている。助言業登録済みの証券会社が認定対象に絡んでくるかも論点となりそうだ。」(Y、K、N、Bは匿名の人物、下線は当コラム筆者、2023年1月30日付ファンド情報「倍増プランの制度設計 始まった官民の駆け引き NISAシステムに5年の猶予?」～ [https://www.r-l.co.jp/article/fund/2023/02/article\\_fund\\_20230203\\_jpn\\_4.pdf](https://www.r-l.co.jp/article/fund/2023/02/article_fund_20230203_jpn_4.pdf) )

## ●英国の(日本のNISAが手本とする)株式型ISA限定アドバイザーはプロダクトガバナンス遵守!!

日本の資産所得倍増プランで詳細が固まっていない「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」にとって大いに参考になるのが、英国の「株式型ISA/stocks and shares ISA(日本のNISAが手本とした個人貯蓄口座)に絞ったシンプルファイ・アドバイス/simplified advice(簡易化されたアドバイス)」である(英国の株式型ISAと日本のNISAは2022年5月30日付日本版ISAの道 その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避!?」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220530\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf) )。昨年2022年12月26日付日本版ISAの道 その371「抜本改革されるNISAと個人への投資アドバイス体制! つみたてNISAやiDeCoに絞った「顧客の立場に立ったアドバイザー/アドバイス」とは～英国ではISAに絞った『シンプルファイ・アドバイス(≒ストリームライン・アドバイス)!!!」( [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_221226\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221226_2.pdf) )で歴史も含め詳しく書いた英国の最新制度(月刊「投資信託事情」2023年1月号～ <https://ibbotson.co.jp/research/jitr/data-articles/> )でも詳しく書いた。



## 株式型ISA限定シンプルファイ・アドバイザー

/simplified advisers

## コア・インベストメント・アドバイザー

/core investment advisers

英国の株式型ISA限定アドバイスは、昨年2022年11月30日に英金融監督当局のFCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構が出した「ファイナンシャル・アドバイスへのアクセスを改善する案」の中にあって、「この案は、株式型ISA/stocks and shares ISAsで一般個人に対して行われる低コストでシンプルファイされた(簡易化された)ファイナンシャル・アドバイス制度/simplified financial advice regimeを策定する。」(下線は当コラム筆者～2022年11月30日付FCA「FCA proposes ways to make financial advice more accessible」～ <https://www.fca.org.uk/news/press-releases/fca-proposes-ways-make-financial-advice-more-accessible> )とある。FCAは上記案を出すと共に2023年2月28日までに意見募集/コンサルテーション・ペーパー/Consultation Paper/CPを締め切り、2023年春、ルールを完成、2024年4月から開始する予定となっている(CPはBroadening access to financial advice for mainstream investments Consultation Paper CP22/24～ <https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp22-24.pdf> )。

**株式型 ISA 限定シンプリアイ・アドバイスは 2005 年の「ステークホルダー・プロダクト/stakeholder products」限定ベーシック・アドバイス/basic advice に近い所がある**(2005 年 4 月 6 日の「ステークホルダー商品規制/Stakeholder Products Regulations」)。「ステークホルダー年金/stakeholder pension schemes(確定拠出型私的年金)」や「ステークホルダー・チャイルド・トラスト・ファンド/stakeholder CTF/Child Trust Funds」など、個人にわかりやすく単純で手数料上限があるプロダクト限定のアドバイスである(2019 年 7 月 29 日付日本版 ISA の道 その 275「英国 IFA から考える日本版 IFA の道」~ <https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.190729.pdf>)。

下記は株式型 ISA 限定シンプリアイ・アドバイザー/simplified advisers を、英国の個人向けファイナンシャル・アドバイザー/financial advisers の二大担い手のインディペンデント・(ファイナンシャル・)アドバイザー/independent (financial) advisers/IFAs/独立 FAs およびリストラクト・(ファイナンシャル・)アドバイザー/restricted (financial) advisers/RFAs/限定 FAs と比べたものである(IFA と RFA は 2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」~ <https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>、2022 年 11 月 14 日付日本版 ISA の道 その 368「顧客本位タスクフォースが資産所得倍増プランに盛り込む具体策」~ <https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.221114.2.pdf>)。

 英国の IFA と RFA と株式型 ISA 限定シンプリアイ・アドバイザー 2023 年 2 月 13 日現在

| 項目  | インディペンデント・(ファイナンシャル・)アドバイザー<br>/independent (financial) advisers/IFAs/独立 FAs<br>(下記※1)   | リストラクト・(ファイナンシャル・)アドバイザー<br>/restricted (financial) advisers<br>/RFAs/限定 FAs(下記※1)       | 株式型 ISA 限定シンプリアイ・アドバイザー<br>(コア・インベストメント・アドバイザー)案<br>/Simplified advisers(core investment advisers)(下記※2)                 |
|---|--|--|--|
| 1 検討するプロダクト、<br>プロダクト・プロバイダー  | 投資可能な全プロダクト、<br>全プロダクト・プロバイダー  | 特定のプロダクト、<br>所属するプロバイダー  | <b>株式型 ISA 限定</b><br>プロダクト(下記※3)、<br>プロバイダー  |
| 2 アドバイス   | 独立<br>/independent<br>*包括かつ公平、プロダクトの種類やプロバイダーが<br>十分多様である事。                              | 限定<br>/restricted<br>*「独立アドバイスではない」と言う。  | <b>株式型 ISA 限定</b><br>*顧客の適格プランや補償プランの状況等、<br>ニーズに直接関係する事は問わなくても良い。   |
| 3 個人的推奨<br>/personal recommendation                                       | 該当する   | 該当するが、顧客の特定ニーズに<br>限定される。<br>*「お客様と同様のお客様がこのプロダクトを購入しています」と言う話<br>も含む。                   | 該当するが、株式型 ISA 顧客のニーズに<br>限定される。<br>*「お客様と同様のお客様がこのプロダクトを購入しています」と言う話<br>も含む。   |
| 4 適合性原則<br>/suitability<br>*その投資家個人の具体的な状況(資産額、年齢、<br>投資期間、リスク許容度等)を勘案する。 | 適合性レポート<br>/suitability report   | 適合性レポート<br>/suitability report   | 適合性レポート<br>/suitability report、<br>ただ <b>顧客を知る義務/Know Your Customer<br/>process/KYC 緩和。</b>                              |
| 5 アドバイザー<br>の資格要件   | QCF Level 4 以上<br>(下記※4)<br>*継続教育 Continued Professional Development/CPD は<br>最低年 35 時間。 | QCF Level 4 以上<br>(下記※4)<br>*継続教育 Continued Professional Development/CPD は<br>最低年 35 時間。 | QCF の Level 4 以上(下記※4)だが <b>適量や補償などの<br/>モジュールは合格不要。</b><br>*継続教育 Continued Professional Development/CPD は<br>最低年 15 時間。 |
| 6 プロダクトガバナンス<br>/product governance                                       | PROD<br>(下記※5)   | PROD<br>(下記※5)   | PROD<br>(下記※5)<br><b>株式 ISA 適格投資リストから非上場株や 難解<br/>な高リスクプロダクトなどを除く(下記※6)。</b>   |
| 7 アドバイス・フィー<br>/adviser charge  | 初期アドバイス・フィー/initial advice charge と継続<br>アドバイス・フィー/ongoing advice charges を開示            | 初期アドバイス・フィー/initial advice charge と継続<br>アドバイス・フィー/ongoing advice charges を開示            | 初期アドバイス・フィー/initial advice charge と継続<br>アドバイス・フィー/ongoing advice charges を開示<br><b>*分額払い可量。</b>                         |

※1: IFA と RFA…インディペンデント・(ファイナンシャル・)アドバイザー/independent (financial) advisers/IFAs/独立 FAs とリストラクト・(ファイナンシャル・)アドバイザー/restricted (financial) advisers/RFAs/限定 FAs については 2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」~ 英国のレギュレーション・ベスト・インタレスト/Reg BI と RFA を理解する事が日本の資産所得倍増プラン(顧客本位のアドバイス)にとり非常に重要な事~ (<https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.221011.2.pdf>)、2022 年 11 月 14 日付日本版 ISA の道 その 368「顧客本位タスクフォースが資産所得倍増プランに盛り込む具体策」~ 1. 最善の利益(Reg BI)と重要情報シートフォーム CRS、UCITS KIID、PRIIPs KIID、2. アドバイザー(有償と無償、IFA と RFA)、3. 年金(フォーム CRS)、4. プロダクトガバナンス(PRIIPs)、5. リテラシー(MAPS と FLEC)とデジタル化と重要情報シート(Digital KIID)~ (<https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.220530.2.pdf>) を参照。

※2: コア・インベストメント・アドバイザー/core investment advisers…株式型 ISA 投資に限定してシンプリアイ・アドバイスを提供する者。シンプリアイ・アドバイス/simplified advice とフォーカス・アドバイス/focused advice(対象を絞ったアドバイス)の略称/umbrella term が「ストリームライン・アドバイスの(streamlined advice(合理化されたアドバイス))」。2022 年 11 月 30 日に英金融監督当局の FCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構が出した「ファイナンシャル・アドバイザーへのアクセスを改善する案」で 2023 年 2 月 28 日までに意見募集/コンサルテーション・ペーパー/Consultation Paper/CP を締め切り、2023 年春、ルールを完成、2024 年 4 月から開始する予定となっている(CP は Broadening access to financial advice for mainstream investments Consultation Paper CP22/24 ~ <https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp22-24.pdf>)。

※3: 株式型 ISA 限定のプロダクト…高リスク金融プロダクトは除外。暗号資産(仮想通貨)/cryptocurrencies、ミニボンド/minibonds(投機的且つ流動性が乏しい小口の債権)、CFD/Contracts For Difference/差金決済取引、その他のデリバティブ/other derivatives など高リスク金融プロダクトのガイダンスを提供する事は許可されていない。2022 年 5 月 30 日付日本版 ISA の道 その 357「資産所得倍増プラン[NISA の抜本的拡充]」で NISA 縮小回避? 教育資金需要増で英国 ISA や米国 529 が拡大(英国ではインベティブ・ファイナンス ISA やグリーン ISA 等多様化化する中、日本のジュニア NISA は?) (<https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.220530.2.pdf>) を参照。

※4: QCF…公認機関/accredited bodyからの QCF Qualifications and Credit Framework/単位資格枠組みの事で、レベル/level がエントリー、1 から 8 までである。個人投資家向けアドバイザー/Retail investment adviser(レベル 4(大学入学程度)以上を要求されている。2019 年 7 月 29 日付日本版 ISA の道 その 275「英国 IFA から考える日本版 IFA の道」の投資の販売チャネルにおいて英国は独立系ファイナンシャル・アドバイザー/IFA がかなり多い。だが最近ではコミッションを徴収する限定 FA/RFA が拡大中。日本金融当局が参考にする英国の IFA や金融規制~ (<https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.190729.pdf>) を参照。

※5: PROD…Product Intervention and Product Governance sourcebook。2018 年 1 月に英 FCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構が「PPDP/Responsibilities of Providers and Distributors for the Fair Treatment of Customers」(2007 年 7 月~、初のプロダクトガバナンス基準)を改訂、2017 年 8 月の ESMA/European Securities and Markets Authority/欧州証券市場監督機構「MIFID II product governance requirements」(レベル 3)と整合性を取り作成。PROD で英国の証券会社や銀行、投信会社などに対しプロダクトガバナンスを遵守させている (<https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/PROD.pdf>)。

※6: 株式型 ISA 適格投資リスト…set of qualifying investments for S&S ISAs。(<https://www.gov.uk/guidance/stocks-and-shares-investments-for-isa-managers-qualifying-investments-for-stocks-and-shares-isas>)。ここに含まれていない非上場株/unlisted shares や難解な高リスクプロダクト/exotic high-risk products などとをコア・インベストメント制度のアドバイス対象プロダクトとしては適切ではないと CA は考え、プロダクトガバナンスの基本となる顧客属性/target market で「主流」の投資に選択を制限する。「FRMIs/Restricted Mass Market Investments/P2P インベスティングなど換金が困難な証券」と「NMIs/Non-Mass Market Investments(非主流の集団投資スキームや投機的な流動性証券)」をアドバイス対象から除く(CP 22/24 の 2.4.1.1 インベティブ・ファイナンス ISA/Innovative Finance ISA/CFI 等 ~ 2022 年 5 月 30 日付日本版 ISA の道 その 357 ~ <https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.220530.2.pdf>、2019 年 11 月 29 日付日本版 ISA の道 その 189 ~ <https://www.am.mufj.jp/text/oshirase.191129.pdf>)。

(出所: 英 FCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構等より三菱 UFJ 国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

英国の(日本の NISA が手本とする)株式型 ISA 限定アドバイザーは、日本の資産所得倍増プランの「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」にとって大いに参考になる制度だ。だが、日本のメディア、シンクタンク、大学教授、協会などで取り上げられる事は無かった。その中、今年 2023 年 1 月 31 日に大和総研が「英国でのアドバイス・ギャップ解消に向けた投資アドバイス区分新設の動き」([https://www.dri.co.jp/report/research/law-research/securities/20230131\\_023602.pdf](https://www.dri.co.jp/report/research/law-research/securities/20230131_023602.pdf))として出していた事はとても好ましい事だ。この様な英国の事例(制度だけでなくそこに出ている意見等)を知る事は、日本の「認定アドバイザー」にとって必ずや有用であるからだ。

大和総研のレポートの中で「中核的な投資アドバイス/core investment advice」となっているものが、株式型 ISA 投資に限定して簡素化されたアドバイスを提供出来る様にする新しい制度である。FCA は「このコンサルテーション・ペーパー/CP で我々は新しいコア・インベストメント・アドバイス/core investment advice regime(中核的な投資アドバイスの)制度を打ち出す。目的はアドバイスをする会社が大量市場/mass-market consumers へ株式型 ISA/stocks and shares ISA に絞った低コストの簡素化されたアドバイスを提供することである。」(下線は当コラム筆者、Broadening access to financial advice for mainstream investments Consultation Paper CP22/24~ <https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp22-24.pdf>)と言う。

簡素化されたアドバイスとは、投資家の特定ニーズに限定して提供するアドバイスである。2016年3月14日に財務省/HM Treasury/HMT(Her Majesty's Treasury/女王陛下の財務省)とFCAが公表した「FAMR/Financial Advice Market Review/ファイナンシャル・アドバイス・マーケット・レビュー」最終報告書の Glossary に用語の解説がある (<https://www.fca.org.uk/publication/corporate/famr-final-report.pdf>)。それより古く、2011年に「簡素化されたアドバイスの最初のバージョンに関する最終ガイダンスが出されたが、普及しなかった。簡素化されたアドバイスを提供した業者が「たっぷり」のアドバイス/‘full fat’ advice を提供する業者と全く同じレベルの責任を負わなければならなかった為だ。」(下線は当コラム筆者、

2022年11月30日付 Investment Week「FCA moves to create simplified financial advice regime Stop advice from being ‘too costly’」~

<https://www.investmentweek.co.uk/news/4060949/fca-moves-create-simplified-financial-advice-regime>)と言われ、2017年9月にFAMRは簡素化されたアドバイスとフォーカス・アドバイス/focused advice(助言対象を絞ったアドバイス)の総称/umbrella term「ストリームライン・アドバイス/streamlined advice(合理化されたアドバイス)」を登場させた(2022年12月26日付日本版ISAの道 その371「抜本改革されるNISAと個人への投資アドバイス体制! つみたてNISAやiDeCoに絞った「顧客の立場に立ったアドバイザー/アドバイス」とは」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221226.2.pdf>)。そして、今、2022年11月30日にFCAは新しいバージョンの簡素化されたアドバイスを再登場させている。FCAの提案は株式型 ISA 投資に限定して簡素化されたアドバイスを提供する新しい枠組みであり、コア・インベストメント・アドバイス制度/core investment advice regimeと呼ばれる。または「簡素化された‘コア・インベストメント・アドバイス’制度/simplified ‘core investment advice’ regime」(2022年12月付 PwC UK「FCA proposes new simplified investment advice regime」~ <https://www.pwc.co.uk/industries/financial-services/understanding-regulatory-developments/fca-proposes-new-simplified-core-investment-advice-regime.html>)と言うシンクタンクもある。



## 簡素化されたアドバイス /simplified advice コア・インベストメント・アドバイス /core investment advice

この英国の株式型 ISA 限定簡素化されたアドバイザー(コア・インベストメント・アドバイザー)は資格が必要で、前頁の図表「英国のIFAとRFAと株式型ISA限定簡素化されたアドバイザー」に示される通り、英国の個人投資家向けアドバイザーはFCAが個人向け金融商品販売制度改革/Retail Distribution Review/RDR(2012年12月31日から段階施行)以降、公認機関/accredited bodyからの「単位資格枠組み/Qualifications and Credit Framework/QCF(レベル/levelがエントリー、1から8まであり)のlevel 4(大学入学程度)以上を要求している(QCFは2019年7月29日付日本版ISAの道 その275「英国IFAから考える日本版IFAの道」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.190729.pdf>)。

簡素化されたアドバイザーもQCF Level 4以上だが、退職プランや補償プラン/retirement planning or protection planningなどのモジュール/modulesに合格する必要は無い(\*継続教育/Continued Professional Development/CPDは最低年35時間ではなく15時間で良い)。ただし、簡素化されたアドバイザー(コア・インベストメント・アドバイザー)に個人的推奨/personal recommendationが適切であることを確保、プロダクトガバナンス/product governanceを遵守、初期アドバイス・フィー/initial advice chargeと継続アドバイス・フィー/ongoing advice chargesを開示、適合性レポート/suitability reportを提供することを要求している(2022年11月30日付FCAコンサルテーション・ペーパー/CP CP22/24~

<https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp22-24.pdf>、適合性は2022年12月26日付日本版ISAの道 その371「抜本改革されるNISAと個人への投資アドバイス体制!」~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.221226.2.pdf>)。

「**プロダクトガバナンスを遵守**」がわかりにくい。プロダクトガバナンスは証券会社や銀行など投資プロダクトの販売・推奨等を行う販売会社/distributors のみならず投信会社等(運用会社、保険会社、仕組商品/預金等の組成金融機関)投資プロダクトの組成に携わる組成会社/manufacturers も対象とする(特に販売会社と組成会社の情報連携をさせる)欧州の投資家保護強化規制(2020年6月22日付日本版ISAの道その309「日本版資産運用業高度化の道」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_200622.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf)、2021年3月22日付日本版ISAの道その330「欧州資産運用業界最新動向」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_210322\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf))、2022年8月8日付日本版ISAの道その362「積立投資のフォローアップ、プロダクトガバナンス」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220808\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220808_2.pdf))。

今回の株式型ISA限定シンプリアイ・アドバイス/コア・インベストメント・アドバイスで言えば、株式ISA適格投資リスト/list of qualifying investments for S&S ISAs(<https://www.gov.uk/guidance/stocks-and-shares-investments-for-isa-managers/qualifying-investments-for-stocks-and-shares-isa>)には含まれている**非上場株/unlisted shares** や**難解な高リスクプロダクト/esoteric high-risk products** などを**アドバイス対象プロダクトとして除く**と言う事。プロダクトガバナンスの基本となる顧客属性/target marketで‘主流’の投資に選択を制限/limit this selection to more ‘mainstream’ investments、**RMMIs/Restricted Mass Market Investments(P2Pレンディングなど換金が困難な証券)**と**NMMIs/Non-Mass Market Investments(非主流の集団投資スキームや機能的非流動性証券)**を**アドバイス対象から除く**(P2Pレンディングなどはイノベティブ・ファイナンスISA/Innovative Finance ISAでは可~2022年5月30日付日本版ISAの道その357~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220530\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf)、2015年11月2日付日本版ISAの道その119~ <https://www.am.mufg.jp/text/kam151102.pdf>)。

そもそもプロダクトガバナンスは2007年7月に英金融監督当局FSA/Financial Services Authority/金融サービス機構(2013年4月1日に分割してFCAへ)が、**初のプロダクトガバナンス基準/product governance standards**となる**Responsibilities of Providers and Distributors for the Fair Treatment of Customers/RPPD** ([https://www.isda.org/a/DxKDE/ps07\\_11.pdf](https://www.isda.org/a/DxKDE/ps07_11.pdf)、[https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/document/RPPD\\_FCA\\_20130401.pdf](https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/document/RPPD_FCA_20130401.pdf))を作成(用語等の違いはあるものの現在のプロダクトガバナンス規制と趣旨は等しい)。

2013年12月にIOSCO(イオスコ)/International Organization of Securities Commissions/証券監督者国際機構がIOSCOメンバーに**個人向け仕組みプロダクト規制/Regulation of Retail Structured Products**最終報告書/Final Report(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCPD434.pdf>)で「個人向け仕組みプロダクトについて販売会社だけでなく組成会社に対しても規制をする」との提言をして、2017年6月にESMA/European Securities and Markets Authority/欧州証券市場監督機構が**MiFIDIIプロダクトガバナンス規制/MiFID II product governance requirements**のガイドライン(レベル3)の最終版を公表した([https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma35-43-620\\_report\\_on\\_guidelines\\_on\\_product\\_governance.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma35-43-620_report_on_guidelines_on_product_governance.pdf))。

2018年1月に英金融監督当局FCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構はRPPDを改善(MiFIDIIプロダクトガバナンス規制と整合性を取り)、**Product Intervention and Product Governance sourcebook/PROD** (<https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/PROD.pdf>)を作成、証券会社や銀行、投信会社などに対しプロダクトガバナンスを遵守させている。

## プロダクトガバナンス



✓英FSA「RPPD」(2007年7月)

/Responsibilities of Providers and Distributors for the Fair Treatment of Customers



✓IOSCO「個人向け仕組みプロダクト規制」(2013年12月)

/Regulation of Retail Structured Products Final Report



✓ESMA「MiFIDIIプロダクトガバナンス規制」(2017年6月)

/MiFID II product governance requirements

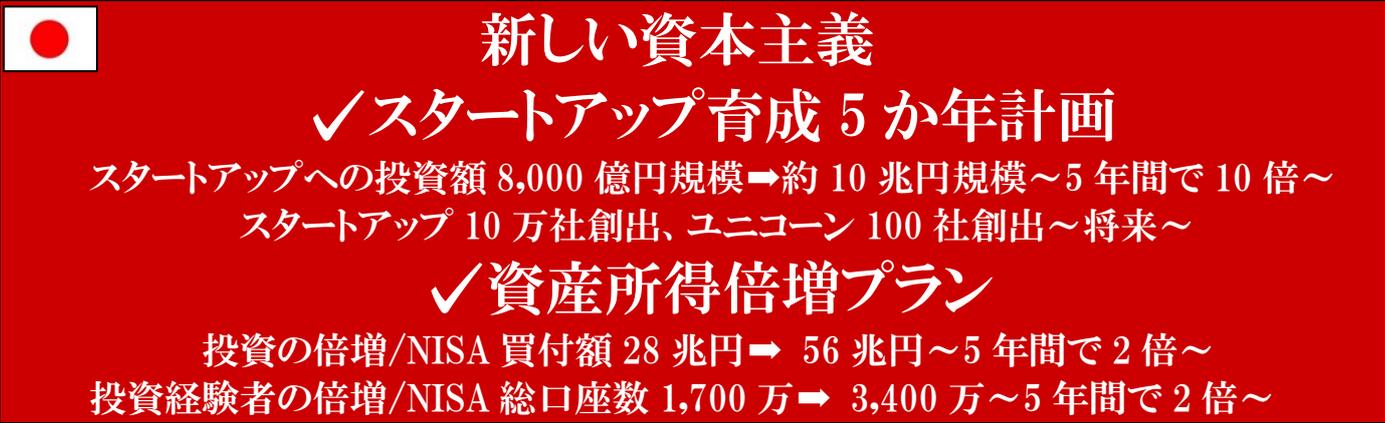


✓英FCA「PROD」(2018年1月)

/Product Intervention and Product Governance sourcebook

以上だが、日本の資産所得倍増プランで詳細が固まっていない「認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)」にとって大いに参考になるとと思われる。

2023年3月31日にNISAの抜本的拡充・恒久化を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立予定であるが、新しい資本主義のスタートアップ育成計画では、投資信託への非上場株式組入れなどが検討課題として残っており、新しい資本主義の資産所得倍増プランでは認定アドバイザー(顧客の立場に立ったアドバイザー、中立的なアドバイザー)が検討課題として残っている。ここは、ぜひ官民一丸となって新しい資本主義の重要な柱であるスタートアップ育成計画と資産所得倍増プランの成功を目指したいものである(2023年1月30日付日本版ISAの道 その373「スタートアップ育成計画と資産所得倍増プラン 米国では流動性リスク管理規制強化でETFやインターバル・ファンドへ、非上場REIT不安で上場REITへ? 欧州ではELTIF人気、英国ではLTAFを個人に解放する案!」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_230130\\_3.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_230130_3.pdf))。



 **新しい資本主義**  
**✓スタートアップ育成5か年計画**  
スタートアップへの投資額 8,000 億円規模 → 約 10 兆円規模 ~ 5 年間で 10 倍 ~  
スタートアップ 10 万社創出、ユニコーン 100 社創出 ~ 将来 ~  
**✓資産所得倍増プラン**  
投資の倍増/NISA 買付額 28 兆円 → 56 兆円 ~ 5 年間で 2 倍 ~  
投資経験者の倍増/NISA 総口座数 1,700 万 → 3,400 万 ~ 5 年間で 2 倍 ~

最後にアドバイザーの海外の事例について、2022年11月14日付日本版ISAの道 その368「顧客本位タスクフォースが資産所得倍増プランに盛り込む具体策」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_221114\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221114_2.pdf))、2022年11月28日付日本版ISAの道 その369「資産所得倍増プランの目玉はNISA 抜本的拡充(恒久NISA)より中立的なアドバイザー!?!」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_221129.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221129.pdf))、2022年12月26日付日本版ISAの道 その371「抜本改革されるNISAと個人への投資アドバイス体制! つみたてNISAやiDeCoに絞った「顧客の立場に立ったアドバイザー/アドバイス」とは」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_221226\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221226_2.pdf))でも詳しく書いているので参照の事。

以 上

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー：  
「各年… <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、  
「2013年2月1日付日本版ISAの道 その1から一気に見る/検索する…  
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」。

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 企画グループ  
松尾 健治( [kenji-matsuo@am.mufg.jp](mailto:kenji-matsuo@am.mufg.jp) )、  
窪田 真美( [mami1-kubota@am.mufg.jp](mailto:mami1-kubota@am.mufg.jp) )。

#### 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会